

学校いじめ防止基本方針

大阪府立平野支援学校

大阪市平野区長吉川辺 3 丁目 4 ー 1 1 5

電話：0 6 （ 6 7 0 7 ） 6 7 3 1

FAX：0 6 （ 6 7 0 9 ） 2 3 3 9

目 次

第1章 いじめ防止に関する本校の考え方	P1
1. 基本理念	
2. いじめの定義	
3. いじめ防止のための組織	
4. 年間計画	
5. 取り組み状況	
第2章 いじめ防止	P4
1. 基本的な考え方	
2. いじめ防止のための措置	
3. 未然防止のための学校体制	
第3章 早期発見	P6
1. 基本的な考え方	
2. いじめの早期発見のための措置	
第4章 いじめに対する考え方	P6
1. 基本的な考え方	
2. いじめ発見・通報を受けたときの対応	
3. いじめられた児童生徒又はその保護者への支援	
4. いじめた児童生徒への指導又はその保護者への助言	
5. いじめが起きた集団への働きかけ	
6. ネット上のいじめへの対応	
7. いじめ解消の定義	
第5章 その他	P10

第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

1 基本理念

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない児童生徒の意識を育成することになる。

そのため、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が、児童生徒を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、児童生徒の人格のすこやかな発達を支援するという児童生徒観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

本校では、人権尊重の教育の方針として「府の人権教育方針、人権教育推進プランに基づき、児童生徒の発達段階や意識の実態を十分考慮しながら、すべての教育活動を通じて人権教育を積極的に推進する」としている。いじめは重大な人権侵害事象であるという認識のもとに、ここに学校いじめ防止基本方針を定める。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット等を通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、次のようなものがある。

- 冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

3 いじめ防止のための組織

組織を置くことで、いじめについては、特定の教職員で問題を抱え込まず学校が組織的に対応することにより、複数の目による状況の見立てが可能となる。また、ケースに応じて、

外部の関係機関等の活用により、より実効的ないじめの問題の解決を図る。

(1) 名称

「いじめ防止等委員会」

(2) 構成員

管理職 1 名（教頭）、首席、生徒指導主事、部主事 3 名、生活指導部長

(3) 役割

ア 未然防止

○いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割

イ 早期発見・事案対処

○いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割

○いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割

○いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童生徒の人間関係に関する悩みを含む。）があった時には、緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有、及び関係児童生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割

○いじめの被害児童生徒に対する支援・加害児童生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割

ウ 学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組

○学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割

○学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割

○学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割
(PDCA サイクルの実行を含む。)

4 年間計画(別紙のとおり)

5 取り組み状況の把握

いじめ防止等の取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付ける。取り組み状況の把握と検証（PDCA）については、いじめ防止等委員会を、（4月・9月・3月）年3回、会議を開催し、取り組みが計画どおりに進んでいるか、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた学校基本方針や計画の見直しなどを行う。

第2章 いじめ防止

1 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権尊重を徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。

特に、児童生徒が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そして、その取り組みの中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。

2 いじめ防止のための措置

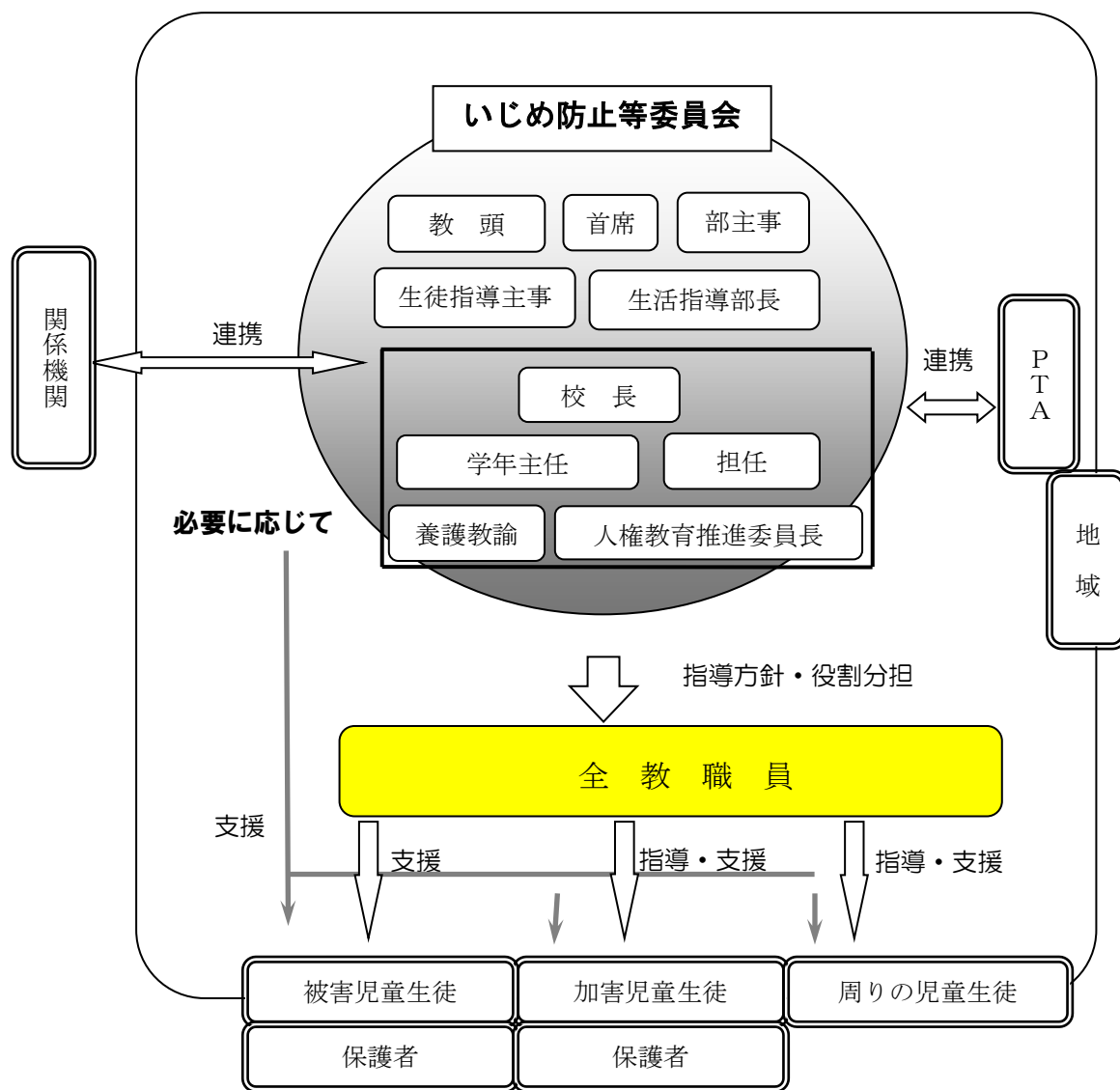
（1）平素からいじめについての共通理解を図るため、教職員に対しては、研修などを通じて、人権意識の涵養・啓発に努めるとともに、教職員が生き生きと働ける学校づくり及び教職員がチームで教育活動に取り組める体制づくりを推進することにより、全教職員が組織的な対応を行う体制を構築する。

児童生徒に対しては、すべての教育活動を通じて、安全・安心に学校生活を送ることができるよう、全教職員が一丸となって指導に当たることを明確にする。

（2）いじめに向かわない態度・能力を育成するために、自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養うことや、児童生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てることが必要である。

そのために、すべての教育活動を通じて、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な教育と必要な支援を行う。

3. 未然防止のための学校体制



(3) いじめが生まれる背景を踏まえ、指導上の注意としては、児童生徒の障がいや適確に把握し個々のニーズに応じた指導計画を作成し、学力、生きる力、障がいや克服する力等基礎・基本の徹底をはかる。

分かりやすい授業づくりを進めるために、生活課題、発達課題、障がいによる課題等、一人ひとりに即した多様な学習を編成し、教職員の共通理解のもとにきめ細かな指導を行う。

児童生徒一人ひとりが活躍できる集団づくりを進めるために、児童生徒一人ひとりが種々の能力を最大限に発揮できるよう指導の工夫に努める。

(4) 自己有用感や自己肯定感を育む取り組みとして、児童生徒一人ひとりの特性を活か

しながら、将来を見据えた小中高の連携した教育を進める。

- (5) 児童生徒が自らいじめについて学び、取り組む方法として、学校生活の全時間及びホームルームの時間を通じて、社会の一員としての基本的な態度・心情・判断力が身につくよう促す。

第3章 早期発見

1 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっている児童生徒がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れるあまり訴えたりすることができないことが多い。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えたりすることが難しいなどの状況にある児童生徒が、いじめにあっている場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。

それゆえ、教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い行動力が求められている。

2 いじめの早期発見のための措置

- (1) 実態把握の方法として、必要に応じて保護者アンケートを実施したり、教育相談を実施したりして、いじめの実態把握に取り組むとともに、児童生徒が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気をつくる。
- (2) 保護者と連携して児童生徒を見守るために、連絡帳でのやりとり、家庭訪問、担任が前期・後期懇談会を通じて、保護者と密に情報交換をする。
- (3) 児童生徒、その保護者、教職員が抵抗なくいじめに関して相談できる体制として、定期的に体制を見直し、時代に即した相談窓口を設立する。
- (4) プリント等を配布することにより、相談体制を広く周知する。また保護者向けアンケートを実施することにより、適切に機能しているかなど、定期的に体制を点検する。
- (5) 教育相談等で得た児童生徒の個人情報については、その対外的な取扱いについて厳重に行う。

第4章 いじめに対する考え方

1 基本的な考え方

いじめにあった児童生徒のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ児童生徒の原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止に大切なことである。近年の事象を見ると、いじめた児童生徒自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じることや、行為の悪質さを自覚することが困難な状況にある場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。

そのような、事象に関係した児童生徒同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

具体的な生徒や保護者への対応については、(別添)「5つのレベルに応じた問題行動への対応チャート」を参考にして、外部機関とも連携する。

2 いじめ発見・通報を受けたときの対応

(1) いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階から的確に関わる。

遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めたり、児童生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあったりする場合には、真摯に傾聴する。

その際、いじめられた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保するよう配慮する。

(2) 教職員は一人で抱え込まず、速やかに部主事や分掌長等に報告し、いじめの防止等の対策のための組織(いじめ防止等委員会)と情報を共有する。その後は、当該組織が中心となって、速やかに関係児童生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。

(3) 事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が教育委員会に報告し、相談する。

(4) 被害・加害の保護者への連絡については、家庭訪問等により直接会って、より丁寧に行う。

(5) いじめが犯罪行為として取り扱われるものと認められる時は、所轄の警察署に相談し適切な援助を求める。

3 いじめられた児童生徒又はその保護者への支援

- (1) いじめられた児童生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた児童生徒に寄り添い支える体制をつくる。その際、いじめられた児童生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめ防止等委員会が中心となって対応する。

4 いじめた児童生徒への指導又はその保護者への助言

- (1) 速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる児童生徒からも事実関係の聴取を行う。

いじめに関わったとされる生徒からの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。

- (2) 事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた児童生徒の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。

- (3) いじめた児童生徒への指導に当たっては、家庭訪問や別室指導等個別に指導する機会を設け、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた児童生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童生徒の安全・安心、健全な人格の発達に配慮する。

その指導にあたり、学校は、複数の教職員が連携し、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

5 いじめが起きた集団への働きかけ

- (1) いじめを見ていたり、同調していたりした児童生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。

そのため、まず、いじめに関わった児童生徒に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。

また、同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしていた「傍観者」として行動していた児童生徒に対しても、そうした行為がいじめを受けている児童生徒にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようにする。

「観衆」や「傍観者」の児童生徒は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを児童生徒に徹底して伝える。

- (2) いじめが認知された際、被害・加害の児童生徒たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての児童生徒が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるた

め、担任が中心となって児童生徒一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、児童生徒が他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校生活を安心してすごせるよう努める。

そのため、認知されたいじめ事象について地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった児童生徒の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの児童生徒への対応のあり方を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、児童生徒のエンパワメントを図る。

体育祭や文化祭、校外学習等は児童生徒が、人間関係づくりを学ぶ絶好の機会ととらえ、児童生徒が、意見が異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に支援する。

6 ネット上のいじめへの対応

- (1) ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、いじめ防止等委員会において対応を協議し、関係児童生徒からの聞き取り等の調査、児童生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。
- (2) 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった児童生徒の意向を尊重するとともに、当該児童生徒・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。
- (3) また、情報モラル教育を進めるため、教科「情報」において、「情報の受け手」として必要な基本的技能の学習や「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習する機会を設ける。

7 いじめ解消の定義

いじめが「解消している」状態については、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

(1) いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。(相当の期間：少なくとも3か月を目安)

(2) 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

また、上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得る

ことを踏まえ、教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察を行う。

第5章 その他

本校に通学する児童生徒の障がいの実態は様々であるので、その実態に最大限配慮した対応を心がけることを教職員に徹底する。

附則

- (1) 平成29年4月1日 施行
- (2) 平成31年4月 改定
- (3) 令和3年4月 改定
- (4) 令和5年4月 改定

(別紙)

本基本方針に沿って、次のとおり実施する。

大阪府立平野支援学校 いじめ防止年間計画				
	小学部	中学部	高等部	全校
4 月	学校いじめ防止基本方針 の内容を保護者へ周知 家庭訪問等期間 (家庭での様子の把握) 把握された児童生徒状況の集約	学校いじめ防止基本方針 の内容を保護者へ周知 家庭訪問等期間 (家庭での様子の把握) 把握された児童生徒状況の集約	学校いじめ防止基本方針 の内容を保護者へ周知 家庭訪問等期間 (家庭での様子の把握) 把握された児童生徒状況の集約	第 1 回 いじめ防 止等委員会 (年間 計画の確認・学校 いじめ防止基本方 針確認)
6 月	アンケート「安全で安心 な学校を過ごすために」	アンケート「安全で安心 な学校を過ごすために」	アンケート「安全で安心 な学校を過ごすために」	
9 月	前期懇談会 (家庭での様子の把握) いじめアンケート実施	前期懇談会 (家庭での様子の把握) いじめアンケート実施	前期懇談会 (家庭での様子の把握) いじめアンケート実施	第 2 回 いじめ防 止等委員会 (進捗 状況確認)
1 1 月	アンケート「安全で安心 な学校を過ごすために」	アンケート「安全で安心 な学校を過ごすために」	アンケート「安全で安心 な学校を過ごすために」	
2 月	後期懇談会 (家庭での様子の把握)	後期懇談会 (家庭での様子の把握)	後期懇談会 (家庭での様子の把握)	
3 月				第 3 回 いじめ防 止等委員会 (年間 の取組みの検証)